

資料 1

書面会議説明資料

資料 2 について

倉敷市立小，中学校学区審議会委員の令和 4 年 1 月現在の名簿です。

男性委員 11 名，女性委員 5 名，計 16 名となっています。

資料 3 について

倉敷市立小，中学校学区審議会条例です。

議事 1 について

倉敷市立小，中学校学区審議会委員の会長，副会長の選任案です。

会長及び副会長の選任につきましては，**資料 3**「倉敷市立小，中学校学区審議会条例」第 5 条第 2 項の規定により，委員の互選によることとなっておりますが，今回は書面による開催のため，事務局から選任案を提案させていただいております。

なお，倉敷市立小，中学校学区審議会の慣例によりますと会長は学識経験者の中から，副会長は PTA 関係者及び学校関係者の中から各 1 名をお願いしていることから，会長には学識経験者の中から教職員の経歴を持つ浅原委員に，副会長には市 PTA 連合会から連島中学校 PTA 会長であります総谷委員と市小学校長会から乙島東小学校長であります鮫島委員にお願いできればと考えております。

この**議事 1**につきましては，審議案件となりますので，**別紙 1**書面審議書において「承認します」又は「承認しません」のいずれかを選択していただきますようお願いいたします。

また，理由等御意見がありましたら，御記入ください。

倉敷市立小，中学校学区審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

令和4年1月現在

氏 名	所 属 等
おおもり ひでゆき 大守 秀行	市民文教委員会委員長
わかばやし あきお 若林 昭雄	市民文教委員会副委員長
かせや たかし 総谷 貴嗣	市PTA連合会常任委員
おの まさなり 小野 雅生	市PTA連合会副会長
はまの みつあり 濱野 充在	市PTA連合会常任委員
よこみぞ のりこ 横溝 紀子	市小学校長会（粒江小学校長）
まつやま ひろゆき 松山 裕之	市小学校長会（赤崎小学校長）
さめじま ただし 鮫島 正	市小学校長会（乙島東小学校長）
ひらまつ まさゆき 平松 雅幸	市小学校長会（呉妹小学校長）
おかだ なおとし 岡田 直利	市中学校長会（南中学校長）
ふくぞえ のぶこ 福添 信子	市中学校長会（郷内中学校長）
おかだ きみひこ 岡田 公彦	市中学校長会（福田南中学校長）
あさはら まゆみ 浅原 真由美	学識経験者
たけうち ちはる 竹内 千晴	学識経験者
むらやま よしのり 村山 佳則	学識経験者
はしもと やすこ 橋本 易子	学識経験者

16名（男性11名，女性5名）

倉敷市立小、中学校学区審議会条例

昭和 4 2 年 1 2 月 2 5 日

条例第 1 6 2 号

(設置)

第 1 条 倉敷市立小学校および中学校の学区の調整をはかるため、倉敷市立小、中学校学区審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、倉敷市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、市立小学校および中学校の学区に関する事項を審議して委員会に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のなかから委員会が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市 P. T. A 連合会の代表者
- (3) 市立小学校長および中学校長の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、その委員は、当然退職するものとする。

(会長および副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 人、副会長 2 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人)

第 7 条 審議会は、必要に応じて参考人を招致し、その意見をきくことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか議事手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。